

オバマ政権下の諸政策に関する政治経済的分析(1)

—政策思想と就任1年目の初期政策—

坂 井 誠

I. はじめに

「変革」と共通の理解による合衆国再生を掲げて2009年に誕生したオバマ大統領（民主党）は、共通の価値観に立脚した超党派的合意に基づいて、国家的課題に取り組むことをめざしている。そのような合意形成は、新大統領誕生直後の経済・金融危機への対応策においてさえ実現しなかったが、オバマの姿勢には合衆国を、中庸を行く大国へ転換させようとする熱意が表われている。本稿では彼の政策思想がどのような意味をもっているのか確認したうえで、それが政権1年目の国内政策、特に緊急経済対策から自動車メーカー支援にいたる初期政策（2009年1月～6月）に、どのように反映されたかについて論じたい。

II. オバマの政策思想

オバマは2006年に大統領選挙への立候補を決意して『合衆国再生』（原著 *The Audacity of Hope*）を著わし、分裂したアメリカを共通の理解によって再生する必要性を説いた。その後、2008年の選挙直前には『チェンジ』（原著 *Change We Can Believe in*）の中で、合衆国再生に向けた政策プランが示された。

彼によれば、民主主義においてはふたつの相矛盾する考えのバランスをどうとるかが問題であり、話し合いで共通の理解にたどり着く必要がある¹。働く中間層など国民の生活を改善するためにとりわけ重要な政策課題は、医

療、教育、エネルギーという3つの事項であり、2大政党が党派抗争をしていたのでは、取り組むことができない。党派心と分裂を超えて、共通の利害と問題の解決に向かって動き出すことが必要であり、今こそアメリカ国民の共有する伝統的な価値観（信仰心、家庭、勤勉、犠牲、公平性、機会均等）を再確認し、共通の目的のために結集できる指導者のもとで前進するときである²。このような共通の目的を達成するうえで障害となるのは、政府を自分たちの利益だけを実現する機関へと変貌させた大企業など特別利益団体とロビイストである。影響力が富だけに根ざしているこうした圧力団体は、民主主義という概念を覆すものである³。これらの主張に見られるように、オバマは協調の精神を呼び覚ますことをめざして、選挙キャンペーンでは「変革」と「希望」をさけびつつ、かつてアメリカ憲法を制定した人たちなら諸問題にどのように対処しただろうか、としばしば国民に問いかけ、個人の自由、平等、経済の正義を強調して、下からの繁栄あるいは中間層の再生を説いた⁴。

現代アメリカ流の経済的自由主義いわゆる新自由主義が絶大な信頼を寄せる市場の機能に関して、オバマは市場が富と自由を拡大させる絶大な力をもつことを高く評価しつつも、富の分配や万人に対する機会の賦与を尊重することの重要性や、市場を効果的に機能させるための注意深い監視の必要性を力説する⁵。この点に関連して、彼は共和党の保守的傾向つまり経済的自由を絶対的に信奉することに対して、厳しい態度を示している。今日、共和党の経済思想の中核をなしているのは保守主義ではなく絶対主義であり、自由市場という絶対主義があり、課税なし、規制なし、セーフティネットなしというイデオロギーがある、と彼は評している⁶。オバマは言う。グローバルな競争の進むなか、企業は賃金を抑え、医療保険や年金を労働者にとって一段と多くの出費とリスクを伴うものへと転換させた⁷。健康など商業ベースに乗りにくいある種のリスクは、市場の保険では十分にカバーできないので、政府の役割が重要になる。連邦政府は医療保険会社を大幅な減税で優遇しているものの、医療保険料などのコストは増加し、企業はそれを労働者に押しつけ、かつ中小企業の多くが、従業員に保険を提供する余裕がない⁸。

ブッシュ政権の唱えた所有権社会（ownership society）は自己責任を求めるものであり、経済社会から脱落しかけている人々にとってはうまくいかない。所有権社会は、経済がもたらすリスクと報酬をすべての国民に分散する努力すらしていない⁹。

市場の威力を活用するためにオバマが肝要と考えるのは、「正義」つまりフェアであることである。彼は経済の正義に関して、規制が土台としての役割を果たすと理解している。ここで言う規制とは、誰もが同じルールに則り、不公平なく勝負できる基盤としての規則であり、企業の私益の実現を政治に強要するロビー活動は、最大級の危害を及ぼす不公平な慣習である¹⁰。他方、貧困層は市場に自分たちの必要性を認識させるほど十分な資力がないため、市場はしばしば貧困層を無視する¹¹。そこで、オバマは現代の経済社会において果実を十分に得ることのできない人々に対する公的な支援の重要性を強調する。

加えて、オバマは伝統的価値としての倫理を重視する。信仰心、家庭、勤勉、犠牲、公平性、機会均等といった建国以来の共通の価値観が、倫理を尊重するものだからである。ロビー活動やいわゆる回転ドアを規制し、特別利益団体や富裕層の要請を尊重する慣行を是正する方針が目立った例である。さらに、オバマは市民の自由と人権を擁護するために尽力してきた法律家としての経歴から、最も恵まれない人々に対しても他者と同じ権利が保障されなければならないという信念を示しており、そのことも正義と平等を柱とした問題解決の提案へと連なっている¹²。他方で、彼は共和党保守派と同様、健全な家庭を強調する点で、保守の色彩ももちあわせている。責任ある父親を奨励し、マリッジ・ペナルティ（夫婦合算課税による税負担の増大）の廃止、養育費不払いに対する罰則強化など、「家庭の強化」を唱えている¹³。

オバマは著作『チェンジ』の冒頭において、以下のような公約を明示している。本書では随所に国民への多様な約束が示されているが、折からの経済・金融危機を背景として、ここでは経済に関連した事項が多く挙げられている。(1)食料、住宅ローンに苦しむ家庭に対する500億ドル規模の景気刺激策。(2)中産階級労働者とその家族（1.5億人）に最大1,000ドルの減税を実施

し、700万人の高齢者の所得税を全廃。(3)「医療保険プラン」を法制化して、国民皆保険を導入し、保険料などコストの引き下げも実現。(4)企業年金自動加入プランの創設。(5)最低賃金の引き上げ。(6)大学進学を促進する税額控除制度(4,000ドル)の創設とペル奨学金の拡大。(7)クリーンで再生可能なエネルギー源に投資し、「環境に優しい仕事(グリーンジョブ)」を創出(最大500万人)。(8)社会基盤投資と科学研究への投資の拡大。(9)教員の補充と報酬、支援の拡充¹⁴。

オバマはこれまで放置されてきた経済的、社会的課題に対して、伝統的価値観の尊重が共通の利益を生み出すための中庸な超党派の合意をもたらすと考えて、立ち向かおうとしている。1980年代のレーガン政権期以降の行き過ぎた保守政策、つまり強者を優遇する政策の修正が「変革」であり、それによって本来、一般の国民が享受しうるのは「希望」を修復しようとしている。「変革」の軸がアメリカ建国以来の伝統的価値観、憲法の希求する理念に置かれているため、彼の主張は振れない。また、オバマは現代の保守的な政策を批判しているにもかかわらず、彼の主眼は保守主義全般の否定とはなっていない。保守的要素のうち経済的保守派の勢力や政策への関与が強くなりすぎた現況を正常化することこそ要点であり、家族、倫理、信仰心の重視など社会的・文化的側面における保守の特性に対する敬意は保たれている¹⁵。

オバマの語る「変革」は、言わば復古によるアメリカ経済社会の再生である。経済的自由の視点から見ると、アダム・スミス以来の古典的自由主義を源流とする現代アメリカの新自由主義が、莫大な資金と政治的影響力をもつ巨大企業群あるいは富裕層の権益を維持、拡張する方向へと傾斜して変質したのに対して、近代の西欧的価値を尊重するオバマの主張は古典的自由主義への回帰という特性をもちあわせている。確かにオバマの政策は公共投資の拡大、福祉的施策の重視などケインズ主義を引き継ぐリベラルな色彩を見せており、政府の役割を国防、司法、一定の公共事業に限定するスミスの主張¹⁶とは異質に映る。しかし、オバマが最も強く要請しているのは、市場における公正な競争の実現、強力な利益団体が不公正を生み出す現実の是正であ

り、これらはまさにスミスが経済的自由の促進によって富の増進を図るための前提として重く見た事柄である。

スミスの思想からは、無制限の利己心が放任されるべきだという考え方は出てこない。利己心や自愛心は、義務の感覚のもとに制御されるはずだと考えられていた¹⁷。スミスは市場を互恵の場ととらえ、特定の市場参加者に特権が与えられるなど、公正なルールが侵されることを危険視し、経済の正義を不可欠なものと考えていた。そして、彼は当時の特権商人や大製造業者の独占と不正によって富の機能が活かされない「重商主義の体系」を批判した。スミスはこうした不公正を防ぐためには、市場に対する政府による監視や法による規制が、ある程度必要だと認めていたようである¹⁸。

他方、オバマの政策思想を見ると、彼が市場を尊重しつつ、巨大企業経営者の義務感や倫理の欠如、政府や政治家の失敗あるいは腐敗が公正な市場を歪めたと考えていることや、どのように自由な市場に相応な規制をかけ、どのように富を公平に分配して、市場を本来的な互恵の場に戻すかを重要視していることがわかる。こう見ると、オバマの経済観はスミス流の伝統的な経済的自由観に合致しており、少なくとも経済的視点からは彼こそ、現代の保守派が失った本来の保守の趣を醸している。

Ⅲ．緊急経済対策

オバマは大統領就任直前の2009年1月上旬、2年間で7,750億ドル規模（金融・住宅支援を含む）の経済・金融対策によって、この間に300万人の雇用を創出することを謳い、それは8,500億ドル程度へと膨らむことも示唆されるなど¹⁹、未曾有の経済危機を克服するために積極的な対策を準備していた。議会では2月中旬にかけて審議が進み、2月17日に10年間で総額7,872億ドル（GDP比約6%）の経済対策を内容とする「2009年米国再生・再投資法」（ARRA:the American Recovery and Reinvestment Act of 2009）が成立し、金融・住宅支援は別途講じられることになった。

民主党は下院で圧倒的な多数を占める反面、上院（定員100名）ではフィリバスター（議事妨害）を避けて法案を可決するために、数名の非民主党議

員の賛同を得て60名の賛成者を確保する必要があった。具体的には上下両院の議案を調整する過程で、3人の上院共和党議員（コリンズ、スペクター、スノウ各議員）に配慮しつつ、(1)勤労者向け税還付つまり「メイキング・ワーク・ペイ」(“Making Work Pay”)税額控除の縮小（最大で個人500ドル、家計1,000ドルをそれぞれ400ドル、800ドルへ）、(2)住宅・自動車購入の税額控除の縮小、(3)全国的なブロードバンド・アクセス支援などのインフラ投資の上積みといった修正が加えられた²⁰。ただし、ARRAに対する共和党議員の賛成は上院3名、下院ゼロにとどまり、オバマのめざす超党派の合意とは程遠いものだった。

ARRAの特徴を見ると（図表1）、第一に、総額およそ7,870億ドルのうち裁量的支出、義務的支出、歳入削減措置が概ね3分の1ずつの構成となっており、歳入削減措置と義務的支出の税額控除などを合算した減税のウエイトは4割近くで、残りの6割程度が支出の拡大である²¹。こうした施策は、超低金利政策が続くなかで財政支出を大幅に拡大し、減税も活用する点で、まさにケインズ政策を総動員したものと言える。第二に、最初の2年間に経済対策を集中させる計画となっている。減税を中心に最初の2年間の構成比が高く、施策規模全体の4分の3がこの間に集中している。第三に、現状必要とされる分野に十分に配慮して、財政支出が拡大されている。失業者や困窮者向けの支援にとどまらず、財政悪化の著しい州政府に対する支援が対策規模全体の20%近くを占めている（州財政安定化基金、州財政支援の合計）。さらに裁量的支出では、老朽化した運輸関連のインフラ投資や、エネルギー分野を含めて将来に備えた科学技術関連投資に重点が置かれている。

このような経済対策に対する批判論を見ると、共和党サイドは将来世代の負担になるとして、過大な財政支出の拡張、「大きな政府」の再生を論難し、財政支出の拡大はすべてが景気刺激になるわけではなく、その規模を縮小し、減税による景気浮揚をねらうべきだと主張した²²。言うまでもなく、保守的な見解である。他方、民主党においても財政保守派が共和党に同調し、下院で7名が法案に反対したほか、先に述べたように上院の3名の共和党議員に配慮した結果、下院案に比べて教育関連支出が削減されたことに異を唱

〈図表1〉2009年米国再生・再投資法（ARRA）の概要

（単位：10億ドル）

	①2009-19年	構成比(%)	②2009-10年	②/①(%)
A. 裁量の支出	308.3	39	144.6	47
1. 農業・地域振興・食糧支援	26.4	3	13.7	52
2. 商務・司法・科学技術	15.8	2	7.5	48
3. 国防総省	4.5	1	3.8	84
4. エネルギー・水力開発	50.8	6	12.5	25
5. 金融・一般政府	6.7	1	1.3	19
6. 国土安全保障	2.7	0	1.1	40
7. 内務・環境	10.5	1	4.7	44
8. 労働・厚生・教育	71.3	9	44.6	63
9. 立法府	0.0	0	0.0	92
10. 軍事建設・退役軍人	4.2	1	2.0	47
11. 外交	0.6	0	0.3	46
12. 運輸・住宅都市開発	61.1	8	18.2	30
13. 州財政安定化基金	53.6	7	34.9	65
B. 義務の支出	267.0	34	193.9	73
1. 租税（税額控除ほか）	73.8	9	37.5	51
2. 失業者・困窮家庭支援	57.3	7	54.5	95
3. 医療保険支援	25.1	3	23.5	94
4. 医療情報技術	20.8	3	0.6	3
5. 州財政支援	90.0	11	77.8	86
C. 歳入削減措置	211.9	27	244.9	116
1. 租税（税還付ほか）	214.6	27	244.7	114
2. 失業者・困窮家庭支援	0.9	0	0.3	35
3. 医療保険支援	-0.4	0	-0.1	13
4. 医療情報技術	-3.3	0	0.0	0
5. 運輸・住宅都市開発	0.1	0	0.0	3
緊急経済対策規模（A+B+C）	787.2	100	583.5	74

出所：CBO（注21），Table2.

える向きもあって²³、民主党は必ずしも一枚岩というわけではなかった。

これらの批判が見られるとはいえ、大規模かつ迅速な緊急経済対策の実現は、積極的な評価を与えるに値する。景気浮揚と雇用維持を焦眉の重点課題として、2年間で300万人ないし400万人の雇用を創出することが念頭におか

〈図表2〉2009年米国再生・再投資法（ARRA）の経済効果

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
実質 GDP 浮揚効果(%)							
低評価	1.4	1.1	0.4	0.1	0.0	0.0	-0.1
高評価	3.8	3.4	1.2	0.5	0.3	0.2	0.1
失業率の変化(%)							
低評価	-0.5	-0.6	-0.3	-0.1	-0.1	0.0	0.0
高評価	-1.2	-1.9	-0.9	-0.4	-0.2	-0.1	0.0
就業者の増加(百万人)							
低評価	0.8	1.2	0.6	0.3	0.1	0.0	0.1
高評価	2.3	3.6	1.8	0.7	0.3	0.2	0.1
GDP ギャップ(%)							
低評価	-6.1	-5.3	-3.7	-2.0	-0.6	-0.1	0.0
高評価	-3.9	-3.2	-2.9	-1.7	-0.5	0.0	0.1

(注) 各年とも10-12月期ベース。GDP ギャップ以外はベースラインとの比較。

「低評価」, 「高評価」はそれぞれ効果を低く, 高く見積もったケース。

出所: CBO (注25), Table3.

れ²⁴, ARRA の効果だけを取り上げても, その達成が可能な見通しとなっている。CBO (議会予算局) によれば, ARRA の経済効果を高く見積もった場合には2009年と10年の総計でおよそ600万人, 低く見積もったときには200万人の就業者増加が見込まれており, ARRA が300万人から400万人の雇用創出に見合った対策となっていることがわかる (図表2)²⁵。次に, インフラ整備などの公共投資にも力点が置かれたことは, 経済効果の持続性を高め, 長期的な経済成長の視点からも有益である。先述のとおり, 確かにARRA の経済効果は初期に集中しているが, 公共投資は政策実行に長いタイムラグを伴うため, その効果の発生には時間を要する。このことは今回の対策を総体として見た場合, 相応に効果の持続性があることを意味している。加えて, 運輸関連など老朽化したインフラの整備は, 将来の経済成長を機能的に支える。未曾有の経済危機にあたって, 近い将来必ず必要となるはずの社会基盤整備を経済対策に盛り込むことはむしろ望ましい選択であり, 単純にばらまき型の対策というわけではない。

IV. 中期財政計画

2009年2月末の予算教書に示された中期財政計画は²⁶、オバマ政権の政策スタンスや課題を考察するうえで重要である。政府は超党派で構成される財政規律会議において、前政権から引き継いだ財政赤字を1.3兆ドルと算定し、これを4年後の任期末までに半減する目標をたてた²⁷。予算教書はそれに沿って中期的な財政再建計画を示すとともに、政権の基本的な政策方針を宣言するものとなっている。教書の基本的特徴は、中・低所得層減税と高所得層増税の組み合わせに象徴されており、ブッシュ政権が軽視した所得再分配機能を重視する点である。「メイキング・ワーク・ペイ」税額控除（勤労者向け税還付）、ならびに勤労所得税額控除（EITC: Earned Income Tax Credit）、児童向け税額控除、奨学金に対する税額控除の拡充など、緊急経済対策として実施された減税の多くを恒久化する。その一方で、最高所得税率をブッシュ減税前の39.6%へと引き上げるほか、高額所得者の所得税に関する各種控除を制限して税収を増やし、将来の医療改革に向けた準備基金の財源の一部に充てる²⁸。

予算教書の財政収支見通しを見ると（図表3）、2009年度から10年度にかけては膨大な財政赤字が続く。特に09年度の対GDP比でおよそ12%という赤字幅は、第二次世界大戦期以来の高水準であり²⁹、厳しい不況による税収の急落と緊急経済・金融対策などに伴う支出の拡大が影響している。一方で当初、財政赤字は政権1期目の任期終了を待たずに、前政権から引き継いだ赤字1.3兆ドルの半分以下になる見通しとなっていた。対策の効果などから景気が回復し、税収が増加することや、裁量的支出を抑制することが背景である。しかし、5月に税収見積りの下方修正や緊急経済・金融対策のコストの再計算といった技術的な修正に伴って、2009・10年度を中心に財政赤字が上方修正されたのに続き、マクロ経済前提の変更を含む8月の中間改定では、当初の見通しに比べて10年度以降、大幅に財政状況が悪化する予測が示された³⁰。前政権から引き継いだ赤字の半減という目標は、向こう10年間達成できない見通しへと変わった。また、歳出の構成を見ると、中期的に債務

〈図表3〉 財政計画の概要

(単位：10億ドル)

	実績 2008	見込み							構成比 (%)		
		9	10	11	12	13	2010~14	2010~19	2008	2013	2019
歳出総額 (GDP比, %)	2,983 21.0	3,938 27.7	3,552 24.1	3,625 23.4	3,662 22.2	3,856 22.0	18,764 22.8	42,219 22.6	100	100	100
・裁量的支出	1,120	1,279	1,368	1,286	1,257	1,269	6,467	13,325	38	33	28
国防	593	666	673	614	604	609	3,118	6,414	20	16	13
非国防	528	613	695	672	653	661	3,349	6,911	18	17	14
・義務的支出	1,610	2,516	2,009	2,040	2,009	2,132	10,477	24,113	54	55	60
公的年金	612	662	695	719	747	787	3,784	8,831	21	20	22
メディケア	386	425	453	498	500	555	2,608	6,391	13	14	17
メディケイド	201	259	290	274	280	299	1,464	3,492	7	8	9
TARP		247									
金融安定化追加		250									
その他	411	673	571	549	482	491	2,620	5,400	14	13	12
・純利払い費	253	139	164	283	378	434	1,732	4,555	8	11	12
・災害費		4	11	16	18	20	88	226	0	1	1
歳入総額 (GDP比, %)	2,524 17.7	2,186 15.4	2,381 16.2	2,713 17.5	3,081 18.7	3,323 19.0	14,997 18.1	35,250 18.7			
財政収支赤字 (GDP比, %)	459 3.2	1,752 12.3	1,171 8.0	912 5.9	581 3.5	553 3.0	3,767 4.7	6,969 3.9			
〈参考〉											
同, 5月公表 (GDP比, %)	459 3.2	1,841 12.9	1,258 8.5	929 6.0	557 3.4	512 2.9	3,793 4.8	7,108 4.0			
同, 中間改定(8月) (GDP比, %)	459 3.2	1,580 11.2	1,502 10.4	1,123 7.4	796 5.0	775 4.6	4,974 6.3	9,051 5.1			
実質成長率(暦年)	1.3	-1.2	3.2	4.0	4.6	4.2	3.8	3.2			
〈参考〉											
同, 中間改定(8月)	1.1	-2.8	2.0	3.8	4.3	4.3	3.7	3.3			

出所：OMB（注26），TableS-1，S-4，S-8。OMB（注30，5月），TableS-1。
OMB（注30，8月），Table 2，TableS-1。

の増加に伴う利払い費の増大とともに、メディケアを中心とした義務的支出の拡大が続く。このことは医療、年金といった高齢者向けのエンタイトルメントに関する制度改革を実現し、財政の健全化を図ることが、重要な政策課題であることを改めて示している。

〈図表4〉 財政計画における主な政策変化

(単位:10億ドル)

政 策	10年間のコスト
①ベースライン財政赤字	8,983
②赤字拡大施策	2,058
a 医療改革 (準備基金)	634
b 中・低所得勤労者支援	526
c その他の減税	415
d 他の政策	483
③赤字縮小施策	-3,761
a 医療コスト削減	-316
b 高所得者の税控除制限	-318
c 二酸化炭素排出権取引	-646
d 企業向け増税 (脱税防止を含む)	-354
e イラク戦争終結	-1,490
f 高所得層向けプッシュ減税廃止	-637
④利払い費削減	-311
⑤財政赤字見直し (①~④合計)	6,969
〈参考〉 財政収支への影響 (①-⑤)	2,014

(注) 予算教書 (2009年2月) ベース。2010~19年度。

出所: CRFB (注31), Fig. 4.

次に、政策変更に伴う財政収支の変化を見ると (図表4)³¹、まず、高所得層や企業に対する増税と、中・低所得層向けの減税を組み合わせた所得再分配政策の推進は、基本的に財政収支に対して中立的である。中・低所得層向けを中心とした減税措置は10年間で約9,400億ドル (②-b・c) であり、高所得層向けのプッシュ減税の廃止と企業向け増税を合わせたおよそ9,900億ドル (③-d・f) が、この規模にほぼ対応している。また、国民皆保険制をめざす医療改革の準備基金 (②-a) は、高所得者の税控除制限と医療コストの削減 (③-a・b) によって賄われる。一方、財政健全化の核は、イラク駐留兵力の撤退 (2011年末までに完全撤退の計画) による支出削減 (1兆4,900億ドル) と、二酸化炭素排出権取引 (二酸化炭素の総排出量の上限を定めて、個々の事業主体に排出枠をオークションによって配分し、政府はオークション収入を得る) による企業からの歳入増加 (6,460億ドル) であ

る。両者を合わせた赤字縮小規模は、10年間で約2兆1,400億ドルにのぼる。

ただし、予算教書では政府の示したベースラインに比べて、財政赤字が10年間で2兆ドル以上減少する見通しになっているとはいえ、このベースラインには(1)年取25万ドル超の高所得層向けを除くブッシュ減税の継続、(2)かねてから問題視されているAMT（代替ミニマム税）の修繕といった税収を減少させる施策が、実施される可能性が高い政策として含まれているので、オバマ政権下の税制改正による歳入拡大の効果が過大視される格好になっている。そのため、これら2つの要素が反映されていない現行制度と比較した場合、予算教書に見られる予測よりも歳入の増加は大幅に小さくなり、財政状況の改善は進まない。〈図表5〉をもとに税制改革に関する「現行制度ベースライン比歳入増加」を見ると、10年間で2.5兆ドルを上回るマイナスとなっており、ブッシュ減税の更新つまり継続がその主因であることがわかる。こうした財政赤字の増加幅は、先に見たイラクの戦後処理費用の減少に

〈図表5〉 財政計画における税制改革

(単位：10億ドル)

政 策	A. 2010～2014	B. 2010～2019	A/B(%)
①減税	-357.3	-940.2	38
中・低所得勤労者支援	-203.5	-536.7	38
他の個人向け減税	-75.1	-233.4	32
企業向け減税	-61.6	-149.7	41
2010年末期限の減税継続	-17.1	-20.7	83
②増税	576.1	1,635.9	35
高所得層向けブッシュ減税廃止	204.0	636.7	32
二酸化炭素排出権取引	237.5	645.7	37
他の企業向け増税	115.3	326.5	35
脱税防止施策	10.4	27.0	39
③ベースライン比歳入増加 (①+②)	209.9	695.7	30
a. AMT（代替ミニマム税）の修繕	-205.6	-575.9	36
b. ブッシュ減税の更新（継続）	-953.0	-2,681.3	36
④現行制度ベースライン比歳入増加 (③+a+b)	-948.8	-2,561.5	37

(注) 予算教書(2009年2月)ベース。

出所：CRFB(注36), Fig.5.

よるその縮小幅よりもはるかに大きい。

このような財政計画に対する批判を見ると、共和党からは当然ながら反増税論が盛り上がり、投資への支援が必要とされる不況期の増税批判が強い。また、財政再建が富裕層向けの減税廃止つまり増税に依存する点を非難するとともに、国防支出の上振れを指摘する向きもある。テロ勢力に対抗するためのアフガニスタンへの関与の仕方などによっては、国防支出は今後、確かにリスク要因となりうる。一方、民主党内でも債務の膨張を最大の懸念とする見方が根強いほか、税の抜け穴封じに対する不安論も見られる。資金支援などで政治的に重要な集団に、打撃を与えかねないという不安である³²。

より一般的な批判としては、第一に、エコノミストたちはアメリカの内外を問わず、マクロ経済の前提が楽観的であると即座に論評した。緊急経済・金融対策や財政計画の実行を反映して、2009年（暦年）の実質成長率を-1.2%と見込んだ政府予測は、(1)予算教書公表時点のCBO見通しや民間予測平均が-2%近辺であったことや³³、FRB（米国連銀）が4月末のFOMC（連邦公開市場委員会）でその予測を-2.0%~-1.3%へと大幅に下方修正（1月時点では-1.3%~-0.5%）したことなどから見て³⁴、確かに楽観的な傾向があった。年央には景気が下げ止まる動きを見せて、6月下旬のFOMCでは2009年の実質成長率見通しが-1.5%~-1.0%へと上方修正されたものの、景気回復の動きは鈍く、8月の財政計画の中間改定時に、政府は09年実質成長率見通しを-2.8%へと大きく引き下げた（図表3参照）³⁵。第二に、当然ながら医療制度改革のコスト膨張を不安視する論調が強い。政府が提示した6,340億ドルの医療改革準備基金は改革のコストを賄うには不十分であり、雇用主が提供する医療保険の税控除に関する上限設定や廃止が歳入拡大に効果的である、といった提言も早速、見受けられた³⁶。国民皆保険化を含む医療制度改革は、膨大な初期コストと継続的コストを伴いうるオバマ政権最大の懸案であり³⁷、こうした批判は自然である。第三に、財政難と支出削減への反対論を勘案すると、年収が25万ドル超といった富裕層だけに将来の歳入増を依存することが可能かどうか疑わしいとする論評も³⁸、もっともである。共和党が高所得層のインセンティブを抑制することが経済

成長を阻害すると主張するなかで、高額所得者に対する課税をさらに強化するにも限界があり、超党派的合意をめざすオバマの基本方針を考慮すれば、重く受け止めるに値する事柄である。医療制度改革などから連邦財政赤字の上振れが懸念される状況で、経済成長の促進と税収の確保は財政再建のために不可欠な条件であり、どのように最適の課税体系を模索するかはきわめて重要な課題である。

このように中長期的に、財政再建上の難題は払拭されないまま残る。しかし、オバマの経済・財政政策を見ると、すべての国民に相応な生活や便益を用意しようとする姿勢や、富者優遇の行き過ぎと経済的格差を是正しようとする方針が明確に示されている点で、彼は政策理念を誠実に具体化しようとしていることがわかる。所得再分配を強化するとともに、国民全体の利益として医療改革を強調し、速やかに予算教書に盛り込んだことは、基礎的な国民生活の支援を重んじる選挙公約ならびに政権のアジェンダに沿った行動である。

V. 金融安定化対策

オバマは喫緊の課題として金融システムの安定化にも、精力的に取り組んだ。金融機関を安定させ、流動性を十分に確保しなければ早期の景気回復はなく、不況で最も大きな打撃を被るのは一般の勤労者だからである。オバマ政権の対応は迅速性ばかりでなく、複合性、公正さも備えていた。後述するように、それは金融安定化に向けて財務省、FRBとともに民間が協同する形で対策を打ち上げた点で複合的である。加えて、金融機関に対する援護ばかりでなく、予想外の苦境に陥った住宅所有者に対する支援を盛り込んだことは、オバマ流の公正さを示している。債務者の救済が自己責任の原則に反するとはいえ、一方に偏しない救援、つまり債権者である金融機関と債務者たる住宅所有者への均衡ある対処という意味で、住宅危機対策はフェアである。オバマ政権が発足して1ヵ月の間に、住宅救済策は政府系金融機関向けの支援を含めると2,750億ドル、経済対策は先述のとおり約7,870億ドルとなり、不良債権対策を中心とした金融安定化計画の想定規模は2兆ドルを超え

た³⁹。これは、大胆かつ迅速に対応することがすべての国民に恩恵を与えるというオバマの信念を反映しており、とりわけ社会問題化している住宅の差し押さえ防止にすばやく対応したことは、経済の正義を重視する彼の思想を具現している。

主な金融安定化策の推移を見ると（図表6）、ブッシュ政権下で2008年10月初めに成立した金融安定化法（TARP: Troubled Asset Relief Program, 不良資産救済プログラム）が、最初の本格的な対策だった。その中心は金融機関の不良債権対策であり、政府が不良債権を買い取るために最大7,000億ドルを充てることが想定され、即座に2,500億ドルを拠出するとともに、大統領の判断で1,000億ドルを追加し、残りの3,500億ドルは議会の承認を経て使用することとされた。そして、政府は損失の発生を避けるために、金融機関の株式引受権（ワラント）を取得することになった。同法は9月末に一旦、不成立に終わったが、その直後、株式市場が大幅に下落したことから危機感が高まった。最終的には(1)預金者保護策の強化（破綻時の預金保護上限を10万ドルから25万ドルへ引き上げ。2009年末まで）、(2)経済活性化策の追加（個人・企業向け減税などで、10年間総額約1,100億ドル）などが盛り込まれたことが、法案を成立に導いた⁴⁰。なお当初、TARPの主目的は政府による不良債権の買い取りだったが、〈図表6〉にも見られるとおり、その重点は金融機関の体力増強つまり資本注入へと傾斜していった。

オバマ政権が誕生すると、金融安定化策は急速に具体化、拡充された。2009年2月、財務省は政権の基本方針となる新金融安定化策を発表した。TARPのうちブッシュ政権が使い残した3,200億ドル（当初見込みは3,500億ドル）を使用する方途が示されるとともに、TARPは金融安定化計画（Financial Stability Plan）へと改名された⁴¹。この対策の骨子は、(1)資産査定（ストレス・テスト）に基づく大手金融機関に対する新たな資本注入、(2)官民による不良資産買取ファンドの創設（5,000億ドルで開始し、最大1兆ドル）、(3)消費者、中小企業などへの貸し渋り対策として2008年11月に開始された、資産担保証券保有の金融機関に対するFRB融資（TALF: Term Asset-Backed Securities Loan Facility = ターム物資産担保証券融資として導

〈図表6〉金融危機関連の主な動き（2008年9月～09年6月）

[2008年]	
9月7日	ファニーメイ、フレディマックが政府管理下へ
15日	証券大手リーマン・ブラザーズが経営破綻
15日	銀行大手バンク・オブ・アメリカが証券大手メリルリンチの買収発表
16日	保険最大手AIGが政府管理下へ
18日	日欧主要5中央銀行が自国市場にドルを供給
29日	下院が金融安定化法案を否決
10月3日	金融安定化法（TARP）が成立。7,000億ドルの政府支出を容認
8日	米欧6中央銀行が緊急協調利下げ
13日	日米欧5中央銀行、ドル供給を無制限に
28日	大手9金融機関に総額1,250億ドルの資本注入開始
11月15日	初のG20金融サミット
23日	金融大手シティグループに追加支援
[2009年]	
1月16日	バンク・オブ・アメリカに追加支援
20日	オバマ政権誕生
2月10日	財務省が新たな金融安定化策を発表
17日	総額約7,870億ドル規模の景気対策法が成立
26日	予算教書でTARPに規定された支出枠の拡大を盛り込む
27日	シティグループが政府管理下へ
3月18日	FRB、半年で最大3,000億ドルの長期国債の購入を決定
4月2日	2度目のG20金融サミット
5月7日	金融大手19社の資産査定結果を発表。10社が資本不足のおそれ
6月9日	財務省、金融大手10社に公的資金の前倒し返済を容認へ

（注）2009年5月24日付朝日新聞（朝刊）など諸記事をもとに作成。

入)を最大1兆ドルへと5倍増とする措置（財務省によるTARPからの拠出も1,000億ドルへと5倍増に）、(4)住宅所有者支援と差し押さえ防止（750億ドルの財政支出による借り換え促進）である⁴²。

このうち、大手金融機関の資産査定は、2010年までの向こう2年間に経済環境が一段と悪化するという前提で、潜在的な損失や自己資本の不足額を算出して不況の負荷（ストレス）に耐えられるかどうか審査するもので、2008年末の資産総額が1,000億ドル以上の大手19社が対象とされた⁴³。他方、住宅ローン対策はまもなく具体化し、750億ドルの公的資金で最大900万件の住

宅所有者を支援するものとなった。低金利ローンへの借り換えを促進し、返済条件の緩和から発生するコストは、貸し手の金融機関と政府が負担する仕組みが示された⁴⁴。また、2月末の予算教書では、金融機関の不良債権の買い取りなど金融機関救済に充てる公的資金を、2,500億ドル追加する計画が盛り込まれた。さらに、それとほぼ同時に政府は、金融大手シティグループの政府保有優先株を普通株に転換して大株主となり、政府管理下におくことで、大銀行を破綻させない意思を示した⁴⁵。

その後、幸いにも5月上旬に公表された金融機関の資産査定結果が意外に良好だったことから、金融システム不安が和らいだ。当初、大手行の資本不足が数千億ドルにのぼる可能性があるといった悲観論も見られたが⁴⁶、結果は査定対象となった大手19社のうち資本不足のおそれがあるのは10社で（各社は6月8日までに資本増強計画を提出）、総額746億ドルと見積もられた⁴⁷。これを契機に、財務省証券利回りとLIBOR（ロンドン銀行間取引金利）のスプレッドが一段と縮小するなど、アメリカの短期金融市場は完全に落ち着き、金融不安は明らかに最悪期を脱した。確かに不況下、不良資産の買い取りにおいて民間投資家の積極的な行動が期待しにくいことなど、官民不良資産買取ファンド構想の実効性に対する不信や、実際の不良資産規模の不透明さなど、不良債権処理の先行きには不安がくすぶる。しかし、金融秩序を維持するために、財政とともに中央銀行の機能を可能な限り活用する協同型の複合的対策が速やかに実現したこと、現実に金融市場の早期安定化という成果が表われたことを勘案すれば、オバマ政権は見事に危機を管理したと評価することができよう。

VI. 自動車メーカー支援

アメリカの自動車メーカーは、製品の競争力欠如による販売の長期的停滞、従業員ならびに退職者に対する莫大な医療・年金関連支出といった構造的負担を抱え、債務が累積していた。それに追い討ちをかけたのが、経済・金融危機に伴う自動車販売の急落であり、〈図表7〉に記したような経過を辿って、ビッグスリーのうちGM（ゼネラル・モーターズ）とクライスラー

〈図表7〉自動車産業危機関連の主な動き（2008年10月～09年7月）

[2008年]	
10月10日	GM とクライスラーの合併交渉が表面化
11月6日	ビッグスリーが政府、議会へ支援を要請
7日	GM とクライスラーの合併交渉、中断
18日	ビッグスリーが上院で支援要請
12月2日	3社が経営再建計画を議会に提出。340億ドルの支援を要請
10日	下院が最大140億ドルの融資を認める救済法案を可決
11日	上院で同法案協議が決裂、廃案へ
17日	GM とクライスラー、合併協議再開のメディア報道
19日	政府がGM、クライスラーに最大174億ドルのつなぎ融資を発表
[2009年]	
1月20日	オバマ政権誕生
2月17日	GM、クライスラーが再建計画を提出。216億ドルの追加融資を要請
3月19日	政府が自動車部品産業に50億ドルの支援策を発表
30日	政府がGM、クライスラーに再建計画提示期限を猶予。両社に最大226億ドルの暫定的支援。GMのワゴナー会長兼CEOが辞任へ
4月29日	クライスラー、一部債権者の反対で債務削減交渉が決裂
30日	クライスラー、連邦破産法11条の適用申請
5月27日	GM、債務削減交渉に失敗
28日	GMの事前調整型破綻の本格的準備を開始
6月1日	GM、連邦破産法11条の適用申請
10日	クライスラー、新会社に主要資産を譲渡する手を完了
7月10日	GM、新会社に資産を譲渡する手を完了し、新生GMが発足

(注) 2008年12月20日付・09年3月31日付日経新聞（朝刊）など諸記事をもとに作成。

が連邦破産法11条（日本の民事再生法に相当）の適用による整理、再建にいたった。

自動車メーカーの危機が表面化した2008年、ブッシュ大統領（当時）は9月に議会で可決された低燃費車開発向けの250億ドルの政府低利融資に理解を示す程度で、業界支援に消極的な姿勢を保ち、実質的な対応はオバマ政権に委ねられた。保守派を中心に、企業経営の失敗に対する公的資金投入への反対論、一時的な救済金投入の反復に対する懸念、破産法適用による合理化推進論などが見られるなかで⁴⁸、ブッシュ政権は事業法人に対しては経済的

自由，自己責任の原則に立った政府の不介入を堅持したと言える。2008年11月，ビッグスリーは新たに250億ドル規模のつなぎ資金の融資を政府に要請したが，経営者たちの危機意識の希薄さが批判を浴び，自動車救済法案は12月に廃案となった。それを受けて，ブッシュ政権は急遽，TARP（金融安定化法の不良資産救済プログラム）の資金枠を利用したGM（134億ドル），クライスラー（40億ドル）に対する174億ドルの緊急融資を決定し，同時に債務の削減，配当や経営者報酬の制限などを求めて，2009年3月末までに実効性のある再建計画を提示するよう義務づけた⁴⁹。

オバマは巨大自動車メーカーの消滅が及ぼす経済的，社会的な打撃を考慮して，大統領就任前からその救済を強く主張していた。公的支援を期待するGMとクライスラーは2月中旬に，追加融資を求めて経営再建計画を提出したが，いずれも政府の求める抜本的改革とは程遠いものであり，その後も実効的な改善策は示されなかった。3月末，オバマ政権はGMには60日，クライスラーに30日，再建計画提出の期限を猶予し，(1)GMに対しては60日以内の新たな再建計画の作成を条件に最大166億ドルの追加融資を（通算で最大300億ドル），(2)クライスラーにはイタリアのフィアットとの提携合意を条件として最大60億ドルの追加融資を（同100億ドル），実施することに応じた。この時点で，2社の消滅は意図しないものの，破産法の適用を視野に入れた再建策も可能性の高い選択肢となった⁵⁰。

クライスラーは4月30日，連邦破産法11条の適用を申請するとともに，フィアットとの提携にいたった。3月末に政府が示した支援継続条件は(1)フィアットとの提携，(2)労働組合との労務費削減の合意，(3)債権者との債務削減合意だったが，このうち債務削減交渉がヘッジファンドなど小口債権者との利害調整の不振から決裂し，クライスラーは破産法申請に追い込まれた。しかし，破産法の申請は法的整理による再建，フィアットとの提携を軸にした再生を意味していた。30日から60日での破産法手続終了に向けて，政府は30億ドルないし35億ドルのつなぎ融資を実施し，手続終了時には最大45億ドルの追加融資を用意するなど，政府が全面的に支援するものだった。全米・カナダ自動車労組が同社の株式を過半数保有する最大株主になり，フィ

アットと政府も同社の株式を一部取得することとなった⁵¹。当初、破産法申請後の手続の遅延を懸念する向きもあったが、それは申請からわずか約40日で完了し、早々に再建の目処が立った⁵²。

他方、GMも6月1日、連邦破産法11条の適用申請に追い込まれた。クライスラーと同様、債権者との債務削減交渉が決裂したためである。社債など無担保債務の9割を削減する見返りに再建後のGM普通株の10%を与えるという条件が、労組に対する条件に比べて不利であることなどが、その原因だった。破産法の適用において60日ないし90日で手続の完了をめざし、不採算ブランドや債務を切り離した新生GMだけを存続させて、6カ月から18カ月での再上場を見据える構想が示された。政府は新生GMの株式の約60%を保有し、同社は一時国有化されることになった。同時に301億ドルの政府融資が追加され、公的支援の総額はおよそ500億ドルに達する見通しとなった⁵³。GMの処理は、明らかに事前調整型破綻である。これは法的処理による再建を前提に、債務者や債権者などの関係者が事前に再建計画をまとめることによって、破産法申請後に短期間で再建計画の承認を実現し、当該企業の不利益や経済的な混乱を最小化して、早期に再生を図ろうとするものである。そして、GMの破産法申請後の手続もクライスラーと同様、約40日で法的整理が完了し、7月10日、優良なブランドや資産だけを引き継ぐ新生GMが発足した⁵⁴。再建は多難とはいえ、2社とも異例の迅速な処理が混乱なく実行されたことの意味は大きい。

2社の破綻処理に関するオバマ政策の特徴については、まず、金融システム危機対応と同様に、あるいはそれ以上に、的確に危機を管理した点が挙げられる。雇用重視の態度は、まずクライスラーのケースにおいて単独での生き残りが困難と見るや、フィアットとの提携を政府支援の条件としたことに表われており、破産法申請時にオバマが言明したように、3万人の雇用を維持できる見込みとなった。GMの場合には、再建計画に国内工場従業員の約2万人削減（2008年末6万人強→10年4万人）、ディーラー数の圧縮（同、約6,200→3,600）などが盛り込まれたものの⁵⁵、コスト削減を目的とした海外生産へのシフトは封印された。また、いずれの処理においても、手続進行

中あるいは再建途上における巨額のつなぎ融資が追加された。さらに、クライスラーの破綻処理を先行させたのは、債権者やディーラーなど利害関係者が圧倒的に多く、難題と目された GM の処理に向けたテスト・ケースとしての意義が大きい。その経験や学習効果は政策サイドだけでなく、関係者にとっても貴重であり、経済的な混乱や過度な雇用不安を封じるのに有効だった。そして、クライスラーの処理で試された事前調整型破綻は GM のケースで功を奏し、過去最大の製造業破綻処理が平穩に実行された。オバマ政権は金融危機においてばかりでなく、いっそう対処が困難だとされた自動車産業危機でも、危機管理能力の高さを示した。

次に、政治的配慮を経済的論理で実現する微妙な論法にも見るべき点がある。保守派を中心に幅広く見られた事業会社に対する公的資金投入批判を考慮しつつ、オバマ政権はモラルハザード論に強く言及することなく、公的支援の継続がかえって自動車産業の再生を遅らせるといった論法で⁵⁶、破産法申請に導いた。一方、労組に対する配慮は再建策としての海外生産シフトの断念ばかりでなく、GM 国有化という選択に表われている。政治的には GM の清算を避けるための国有化は、民主党の支持基盤である労組に対する配慮そのものであるが、それは同時に雇用の維持という不況下の至上命題と合致する選択である。他方で、GM の株式を最長でも18カ月で再上場する計画を示すことによって、国有化があくまで経済的側面を重視した一時的な緊急避難であることを宣言し、政府の過剰な関与に反対する論調に対処した。

さらに、こうした特徴から導き出されるのは、節度ある対応と優先度判断の的確さである。オバマは寛大な選択ばかりで臨んだわけではない。「大きすぎてつぶせない」(too big to fail) という議論に支えられた経営者層の危機感や倫理の欠如には厳しい態度を示し、あくまで効果的な再建計画の提示を求めて、最終的におそらく当初は自身も想定していなかった破産法適用による破綻に追い込んだ点で、公正さを重んじる節度を示した。一方で不況下、巨大企業の清算を避けることはきわめて優先度の高い事項だった。GM を支えるに足る莫大な資金を準備できるのは政府以外になく、国有化は他にない選択だった。

VII. おわりに — 「変革」は「戻ること」

オバマ政権1年目の初期政策は、経済危機への対応だった。その過程において、経済の正義、倫理の修復、中間層の再生など国民に示した約束を果たすために、勤勉、犠牲（痛み分かち合い）、公平性といった伝統的価値を尊重し、それらを現実の政策に反映させる姿が浮かび上がった。

オバマの政策思想には、現代の行き過ぎた経済的自由主義、無秩序なロビー活動に象徴される強者の政治的横暴を正し、中間層の復興による経済の成長と再生、本来の権利の実現としての弱者支援をめざすという特徴がある。現代の保守政策によって本来保つべき規範的特性を失ったアメリカ経済社会を復旧しようとする点で、彼の政策思想は現代の保守主義を本来の原理的方向へ修正するものと見ることが可能であり、経済的視点においてはとりわけそうである。このことは、先に記したとおりオバマの経済思想にはアダム・スミスの経済的自由観と共通する要点があることや、伝統的な共通の価値観を規範として「変革」を唱える姿勢からも窺い知れる。アメリカの保守主義は、それまで自明とされてきた価値や制度が動揺する場合に初めて出現し、そうした価値や制度が危機に直面すると、改めて守るべき制度や原理を再確認し、それに基づいて人々を結集し、動員しようとする試みとして現われる、という⁵⁷。大統領選挙を意識して以来、共通の価値観の確認と「変革」を唱えてきたオバマの姿は、まさにこうした保守主義の特徴も併せもっている。

ブッシュ前大統領の政策に典型的に見られた現代の保守政策は、本来の保守特性から逸脱している。アメリカの保守はその名のとおり、個人の自由と尊厳を核とした近代の西欧的な価値観を至上のものとして尊重し、保守する。このような保守派の守るべき伝統的価値のひとつとして、古典的な経済的自由がある。アダム・スミスの掲げた自然的自由の体系においては、個人が他者への同感と正義感をもって行動し、フェアな枠組みの中で利己心に基づいた経済活動を行うことが求められ、企業家の独占的精神は棄却される。そのもとで政府は国防、司法、若干の公共事業を行うだけで、個人の経済活

動へ介入しないことが要請される⁵⁸。ところが、現代アメリカ社会における保守化は経済の正義を損ない、政府は経済への自然な不介入を維持するのではなく、一部の企業家による不道德なまでの私益の追及や独占的精神を反映して、特定の規制を過度に緩和して富者を優遇するなど、スミスの懸念したとおり政府も道徳的に腐敗した。現代保守の経済思想上の特性とその政策は、もはや本来の保守の理念とはかけ離れている。

このように現代の保守主義が野放図な経済的自由と弱者への無頓着を示していることから、オバマの思想ならびに政策に、比較的にリベラルな色彩が見て取れることは当然の帰結であり、ニューディール期の政策との類似性が見られるのも自然な流れである。ニューディール期の反保守主義は、自由放任主義の弊害を政府の介入によって改善しようとし、公正な競争関係を維持するとともに、個人の自由に関わる物質的条件に配慮していく立場を採った。これが、自由放任主義と結びついた保守主義に対抗する役割をもったアメリカのリベラリズム、すなわちリベラル派の誕生である⁵⁹。

オバマは古典的な経済的自由を含む合衆国建国以来の理念や共通の価値観を支えとし、ニューディール期と同様に当代の保守的な自由放任経済の弊害を正すことを試みている。一部の恵まれた階層の私益を実現する目的で、経済的自由主義を極端かつ独善的な形で展開させた現代保守主義の政策を、本来の原理に沿った方向へと修正することは、自ずと相対的にリベラルな政策を推進するとともに、倫理を強調することになる。このことは、保守派には本来の保守のあり方を喚起して自身の政策に対する理解を求め、リベラル派には中間層や社会的弱者が享受すべき寛容な施策を示すことで、安心を与えることを意味しており、「アメリカの分裂」を緩和するための現実主義的なテーゼであると解される。オバマ大統領が最初の半年間に実行した政策は、「リベラルのアメリカも保守のアメリカもない。あるのは合衆国である」（2004年7月の民主党全国大会基調演説）という自身の言葉を具現するものでこそあれ、極端にリベラルな性格のものではなく、まして一部で取りざたされる社会主義的要素の強いものでもない。オバマは現実主義に立つ、比較的にリベラルでポピュリスティックな大統領であり、彼の言う「変革」は進むこ

とではなく、「戻ること」なのである。

(2009年8月記)

注

- 1 バラク・オバマ, 棚橋志行訳『合衆国再生』(ダイヤモンド社, 2007), 98-99頁。
- 2 バラク・オバマ, 棚橋志行訳『チェンジ』(ダイヤモンド社, 2009), 30頁, 36-37頁, 196-197頁。
- 3 オバマ (2009), 前掲書, 204頁 (立候補表明演説)。オバマ (2007), 前掲書, 123頁。
- 4 ジョン・R・タルボット, 桑田健訳『オバマノミクス』(サンガ, 2009), 33-35頁。
- 5 オバマ (2009), 前掲書, 293頁 (大統領就任演説)。
- 6 オバマ (2007), 前掲書, 40-41頁。
- 7 同書, 159頁。
- 8 同書, 195-196頁。
- 9 同書, 197-199頁。
- 10 タルボット, 前掲書, 71頁, 76頁。
- 11 同書, 65頁。
- 12 同書, 69-70頁。
- 13 オバマ (2009), 前掲書, 171-172頁。
- 14 同書, 24-26頁。
- 15 アメリカ保守主義の基本特性ならびに重層性については, 拙著『現代アメリカの経済政策と格差—経済的自由主義政策批判』(日本評論社, 2007)の第9章第2節を参照されたい。
- 16 アダム・スミス, 大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富 (三)』(岩波書店, 1965), 502-503頁。
- 17 堂目卓生『アダム・スミス』(中公新書, 2008), 59頁。
- 18 同書, 275頁。
- 19 大隅隆「オバマ氏 米中間層の減税盛る」, 日本経済新聞 (夕刊) 2009年

1月9日。

²⁰ Joseph J. Schatz and David Clarke, “Congress Clears Stimulus Package”, *CQ Weekly*, February 16, 2009, p.353.

²¹ CBO, “H.R. 1, American Recovery and Reinvestment Act of 2009”, *CBO Letters*, February 13, 2009, Table 2. 他方, 政府によると, 総額およそ7,870億ドルのうち減税の規模は2,880億ドルで, やはり4割近くを占めている (< <http://www.recovery.gov>>, March 3, 2009.)。

²² “Gloom offensive”, *The Economist*, February 14, pp.37–38. Gail Russell Chaddock, “Obama wins his economic stimulus package, but without the bipartisanship he sought”, *The Christian Science Monitor*, February 14, 2009, < <http://www.csmonitor.com>>, February 16, 2009.

²³ Schatz and Clarke, op. cit., pp.352–356. Chaddock, op. cit.

²⁴ オバマ政権は発足前の1月上旬に, 景気対策による300万人の雇用創出を掲げ, 政権発足当初は2011年までの2年間に最大400万人の雇用の創出, 維持をめざしていた。その後, 緊急経済対策が成立した2月中旬には, その目標が350万人以上へと引き下げられた。(西崎香「オバマ氏演説『300万人雇用創出』」, 朝日新聞(朝刊)2009年1月9日。西崎香「景気法案 米下院が可決」, 朝日新聞(夕刊)2009年1月29日。西崎香「米景気法案 成立へ」, 朝日新聞(夕刊)2009年2月14日。労働政策研究・研修機構「オバマ新政権, 400万人の雇用創出・維持策—上下院で法案通過—」, 海外労働情報『最近の海外労働情報』, アメリカ合衆国, 2009年2月, < <http://www.jil.go.jp/foreign>>, 2009年8月5日。)

²⁵ CBO, “Estimated Macroeconomic Impacts of the American Recovery and Reinvestment Act of 2009”, *CBO Letters*, March 2, 2009, Table 3.

²⁶ 2009年2月, OMB(行政管理予算局)は *A New Era of Responsibility – Renewing America’s Promise* と題する予算教書を公表した。

²⁷ The White House, *Fiscal Responsibility Summit*, (The White House, 2009), p.1.

²⁸ 国枝繁樹「米オバマ政権の税制改革 所得の再分配を重視」(経済教室),

日本経済新聞（朝刊）2009年4月28日。

²⁹ 大統領経済諮問委員会，萩原伸次郎監訳『米国経済白書2009』（毎日新聞社，2009），統計集，B-79表。

³⁰ OMB, *Updated Summary Tables May 2009*, Budget of the U.S. Government Fiscal Year 2010, May 2009, Table S-1. OMB, *Mid-Session Review*, Budget of the U.S. Government Fiscal 2010, August 2009, Table 1. なお，2009年度の財政収支赤字は1兆4,170億ドル（対GDP比見込みは10.0%）となり，8月の中間改定時の見通しを下回った。TARP関連の支出が予想外に小さかったことなどが、主因である（2009年10月16日付米財務省公表資料）。

³¹ Committee for a Responsible Federal Budget, *A First Look at the President's FY2010 Budget Blueprint*, CRFB, February 2009, Fig.4. Committee for a Responsible Federal Budget (CRFB) は超党派の非営利組織で，財政上の影響が著しい諸問題について見解を発信している。メンバーはかつて予算委員会，CBO，OMB，FRB で要職を務めた専門家などから構成されている。

³² David Clarke and Joseph J. Schatz, “Big Plans, Big Costs, Big Deficits”, *CQ Weekly*, March 2, 2009, pp.473-475, pp.480-481.

³³ 水田豊「13年度までに財政赤字を半減～オバマ政権の予算教書概要～」，日本貿易振興機構 *American New Policy* 5643, 2009年3月2日，3-4頁。

³⁴ FRB, *Minutes of Federal Open Market Committee – April 28-29, 2009*, Summary of Economic Projections, Table1.

³⁵ FRB, *Minutes of Federal Open Market Committee – June 23-24, 2009*, Summary of Economic Projections, Table1. OMB (August 2009), op. cit., Table 2.

³⁶ Committee for a Responsible Federal Budget, *More on the President's FY2010 Budget Blueprint*, CRFB, March 2009, p.7, p.10.

³⁷ オバマ政権は8月の財政計画の中間改定において，年内に医療保険制度改革の道筋をつける意思を改めて表明し，向こう10年間の改革コストを9,540

億ドルと見積もった。この3分の2をメディケア、メディケイドの節減、3分の1を歳入施策で賄い、財政収支に対して中立的なものとする意向である（OMB (August 2009), op. cit., p.6.）。他方、CBOによれば、政府案など諸案に見られる無保険者対策（保険加入者の拡張）の実行は、恒常的に連邦政府の医療関連支出（2009年に1兆ドル超となる見込み）が年々1,000億ドル規模つまり10%程度増大する要因になりうるという（CBO, “Health Care Reform and the Federal Budget”, *CBO Letters*, June 16, 2009, pp.2-3.）。

³⁸ CRFB (March 2009), op. cit., p.10.

³⁹ 西崎香「危機の元凶 解消狙う」, 朝日新聞（夕刊）2009年2月19日。

⁴⁰ 米山雄介「米金融安定化法が成立」, 日本経済新聞（夕刊）2008年10月4日。大隅隆「景気懸念, 議会動かす」, 日本経済新聞（夕刊）2008年10月4日。

⁴¹ Clea Benson, et al., “Sorting Out The Bailouts”, *CQ Weekly*, February 23, 2009, p.404.

⁴² 米山雄介「米, 貸し渋り解消に重点」, 日本経済新聞（朝刊）2009年2月11日。

⁴³ 山川一基「今回の検査は不況に生き残れるかのテスト」, 朝日新聞（朝刊）2009年5月9日。

⁴⁴ 西崎香「米, 住宅救済に7兆円」, 朝日新聞（夕刊）2009年2月19日。

⁴⁵ 山川一基「公的管理 市場は冷淡」, 朝日新聞（朝刊）2009年3月1日。

⁴⁶ 財満大介「米銀, 数千億ドル資本不足も」, 日本経済新聞（朝刊）2009年2月27日。

⁴⁷ 大隅隆「資本不足10社で7.4兆円」, 日本経済新聞（夕刊）2009年5月8日。

⁴⁸ 重富征雄「米ビッグスリーに破産申請はあるか～ゼネラル・モーターズの現状と破産法適用の意味するところ～」, 日本貿易振興機構 *American New Policy* 5557, 2008年12月3日, 2-3頁。

⁴⁹ 大隅隆「自動車大手救済 米政府1.5兆円融資」, 日本経済新聞（朝刊）2008年12月20日。大隅隆, 藤井一明「米経済, 最悪の事態避ける」, 日本経

済新聞（朝刊）2008年12月20日。

⁵⁰ 大隅隆「GM 再建 猶予60日」，日本経済新聞（朝刊）2009年3月31日。
小高航「米政府，GM に大なた迫る」，日本経済新聞（朝刊）2009年3月31日。

⁵¹ 小高航「クライスラー 再建へ法的整理」，日本経済新聞（朝刊）2009年5月1日。小高航，大隅隆「利害調整進まず『破産法』」，日本経済新聞（朝刊）2009年5月1日。米山雄介「早期の産業再生 優先」，日本経済新聞（朝刊）2009年5月1日。尾崎聡彦，山川一基，丸石伸一「再建の道 政府主役」，朝日新聞（朝刊）2009年5月2日。

⁵² 小高航「クライスラー 再建手続完了」，日本経済新聞（朝刊）2009年6月11日。

⁵³ 小高航「GM，債務削減に失敗」，日本経済新聞（朝刊）2009年5月28日。
小高航「GM 債権者，悪条件を拒否」，日本経済新聞（朝刊）2009年5月28日。大隅隆「GM3.8兆円追加支援」，日本経済新聞（夕刊）2009年6月1日。
小高航「GM『3割縮小』で再出発」，日本経済新聞（朝刊）2009年6月2日。武類雅典「『国有』GM 多難な再建」，日本経済新聞（朝刊）2009年6月2日。なお，一連の経緯からすると，政府によるGM 支援額は最大で通算およそ600億ドルと見られるが，「米政府のGM への支援額はこれまでの200億ドルと合わせて総額約500億ドルに膨らむ」（大隅，2009年6月1日）など，日本経済新聞の記述に従った。

⁵⁴ 小高航，武類雅典「新生GM 不安相乗り」，日本経済新聞（朝刊）2009年7月11日。米山雄介「米の危機対応 一区切り」，日本経済新聞（朝刊）2009年7月11日。

⁵⁵ 小高（2009年6月2日），前掲記事。

⁵⁶ 米山（2009年5月1日），前掲記事。

⁵⁷ 佐々木毅『現代アメリカの保守主義』（岩波書店，1984），3頁。

⁵⁸ 堂目，前掲書，245-246頁。

⁵⁹ 佐々木，前掲書，28頁。